

人権を尊び差別のない明るい麻績村をめざす条例

平成11年9月30日

条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、人類普遍の権利として基本的人権と法の下での平等を定める日本国憲法及び世界人権宣言の理念に則り、同和問題をはじめあらゆる差別をなくし、人権の擁護を図り、もって明るく住みよい麻績村の発展に寄与することを目的とする。

(村の責務)

第2条 村は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で村民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(村民の責務)

第3条 すべての村民は、「村民憲章」及び「人権尊重の村宣言」の精神を踏まえ、相互に基本的人権を尊重し、同和問題をはじめあらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別を「しない・させない・許さない」社会の形成に積極的に努めるものとする。

(施策の推進)

第4条 村は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる施策を縫合的かつ計画的に推進し、村民の人権尊重の意欲高揚に努めるものとする。

(1) 人権教育の推進

(2) 啓発活動の推進

(3) 推進体制の充実

(4) その他目的達成のために必要な事業の推進

(調査等の実施)

第5条 村は、前条に定める施策を推進するため、必要に応じ調査等を行うものとする。

(啓発活動の充実)

第6条 村は、村民の人権意識の高揚を図るため、あらゆる啓発媒体を活用するとともに、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、人権擁護の社会的環境づくりを促進するものとする。

(推進体制の充実)

第7条 村は、諸施策を効果的に推進するため、国、県及び人権関係団体等との連携を図り推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第8条 あらゆる差別をなくすための人権擁護に関する重要事項を調査審議するため、「人権を尊び差別のない明るい麻績村をめざす審議会」(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営に関する事項は、村長が別に定める。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。

(麻績村部落解放対策審議会条例の廃止)